

その土地“砂防指定地”に指定されていませんか？

砂防指定地内での工事等には許可が必要です

砂防指定地とは？

土砂災害を未然に防ぐための砂防設備を工事したり、治水上砂防のために一定の行為を禁止または制限する必要のある土地で、国土交通大臣が指定する土地の区域をいいます。

砂防指定地内での工事や木竹の伐採などの行為を行う場合は、滋賀県砂防法施行条例の規定によりあらかじめ知事の許可が必要です。

○滋賀県砂防法施行条例（抜粋）

(禁止行為)

第3条 何人も、砂防指定地において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 砂防設備を損傷すること。
- (2) 河川または水路に土石(砂を含む。以下同じ。)、木竹、じんあいその他の物件をたい積し、または投棄すること。

(制限行為等)

第4条 砂防指定地において次に掲げる行為(前条第2号に該当する行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 工作物を新築し、改築し、または除却すること。
- (2) 木竹を伐採し、もしくは樹根を採取し、またはこれらをたい積すること。
- (3) 木竹を滑下または地引により運搬すること。
- (4) 土地を掘削し、盛土し、開墾し、その他土地の形状を変更すること。
- (5) 土石を採取し、もしくは鉱物を採掘し、またはこれらをたい積すること。

2～7 (略)



滋賀県イメージキャラクター キャップイー

“砂防指定地”は「滋賀県防災情報マップ」で確認できます



砂防関係指定地マップ

1. トップページまたはマップ画面の「任意のマップを選んで表示」をクリック
2. マップ選択画面で「砂防関係指定地マップ」を選択して表示

アクセス方法

パソコン、スマートフォン、携帯電話

共通URL

<http://shiga-bousai.jp/dmap/>



問合せ

甲賀市・湖南市内の砂防指定地に関するお問合せは下記までご連絡ください。

滋賀県甲賀土木事務所 管理調整課

TEL：0748-63-6155

E-mail：ha32150@pref.shiga.lg.jp